

遺骨返還訴訟 年度内結審へ

原告、映像資料提出

昭和初期に今帰仁村の百按司墓などから持ち出された遺骨を保管している京都大学に、第一尚氏の子孫らが遺骨の返還などを求めた琉球遺骨返還請求訴訟の第10回口頭弁論が27日、京都地裁（増森珠美裁判長）であつた。原告は百按司墓や

周辺の状況、関係者の証言などを撮影した映像資料を提出した。原告側によると弁論後の進行協議で、裁判所は来年3月までに結審する方向性を示した。

27日の弁論で原告が提出した資料は、原告側が撮影した約10分間の映像。百按司墓の前で、波平恒男琉球大学名誉教授らが墓と地域の人々との歴史的な関係性などを解説した。

原告側は準備書面で、遺骨返還を求める根拠に国連の先住民族権利宣言などを挙げてきたことに関連し、憲法98条を挙げた。「条約および確立された国際法規は誠実に遵守する」と明記されていることから「国内法は条約と適合するように解釈されなくてはならない」として、遺骨を返還すべきだと主張した。今回は10月29日に開かれる。